

# 業務指示書

## ブルキナファソ国ワガドゥグ東南部バイパス道路改善計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月11日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月16日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画に係るO/D、B/D、/D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路・舗装設計】

- 1) 類似業務の経験：道路・舗装設計
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月20日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
第3「業務実施上の条件」の「5. 現地再委託」に記載の(1)～(6)に係る調査
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(XOF1 = 0.205 円, US\$1 = 119.77 円, EUR1 = 134.67 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画  
道路・舗装設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.16 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月9日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

#### 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consu\\_l\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consu_l_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ブルキナファソ国ワガドゥグ東南部バイパス道路改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／道路計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路・舗装設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

西アフリカに位置するブルキナファソは、人口約1,700万人、一人当たりGNI 750 USD（出典：世銀、2013年）で、6か国と国境を接する内陸国である。同国の首都ワガドゥグは、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）の本部を擁し、コートジボワール、ガーナ、トーゴ等の沿岸国とニジェール、マリ等の内陸国を繋ぐ物流の結節点としての機能を担っている。同国の経済は対日輸出第2位のゴマに加え綿花及び金の輸出を中心として堅調な成長を遂げており（GDP実質成長率：5.5%、2000年-2010年平均、出典：世銀）、過去10年間で輸出・輸入額はそれぞれ約9倍、約4倍（2003年-2013年、出典：世銀）に増加している。これら輸出入を支える物流の80%以上が道路輸送に依存していることから、同国と沿岸国を結ぶ国際回廊の整備が、同国及び周辺地域の最優先開発課題の一つとなっている。

かかる背景の下、我が国は、TICAD Vで支援を表明した「5大成長回廊整備」及び「10カ所の戦略的マスタープラン策定」の一つとして、ワガドゥグと沿岸国を繋ぐ「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン（以下「西アフリカ成長リング」という。）」に対する協力を実施している。

ワガドゥグ市は人口増加を背景に都市圏が拡大しており、1990年には大型貨物車両等の交通の市中心部への集中を緩和させるため、ワガドゥグ市外縁部に片側2車線の環状バイパス道路が整備された。このうち、東南部バイパス道路（6.5 km）沿線にはドライポートが存在し、ワガドゥグを起点とする国際回廊のうちトーゴのロメ港や内陸国ニジェールに到る回廊や、ガーナのテマ港を結ぶ回廊の起点となっていることから、環状バイパス道路の中でも最も交通の集中する区間となっている。当該区間の交通量は2014年には約2万台/日であったが、今後も増加することが予測されている。

しかしながら、東南部バイパス道路は、1990年の完成以来、全面的な改修がなされたことはなく、全区間で表層の損傷が見られるほか、一部区間では路肩の損傷により2車線での通行が不可能となっており、円滑な交通に支障を来している。さらに、生活上の利用を目的とする一般車両や二輪車も増加しており、大型車両から二輪車までが混在して通行していることから、バイパス道路としての機能を十分に発揮できておらず、交通事故のリスクも高まっている。

かかる状況を踏まえ、ブルキナファソ政府は、損傷した既存道路を全面改修するとともに、新たにバイクレーン等を整備することにより、都市交通及び域内物流のネットワークの改善を図りたいとして、今般、「ワガドゥグ東南部バイパス道路改善計画」（以下、「本事業」）に係る無償資金協力を2014年に我が国に要請した。

本業務は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト目標：

ブルキナファソの首都ワガドゥグにおいて、都市交通及び域内物流のネットワークの改善を図るもの。

### (2) プロジェクトの成果：

ワガドゥグにおいて、東南部バイパス道路（6.5km）の交通容量拡大。

### (3) プロジェクトの概要：

東南部バイパス道路（6.5 km）の本道幅員（両側4車線）の改修、バイクレーンの新設、サービス道路の新設、排水側溝の新設、交通安全施設の整備

### (4) 対象地域（サイト）：

ワガドゥグ市

### (5) 関係官庁・機関

実施機関：社会基盤・僻地開発・運輸省 (Ministère des Infrastructures, du Désenclavement et des Transports)

### (6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

- 1) 我が国の援助活動
  - ・道路分野における我が国の援助活動はなし
  - 2) 他のドナー等の援助活動
- ・アフリカ開発銀行 (AfDB)：本事業の対象区間と隣接する南西の区間（6.3 km）の幅・改修を支援している。

## 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、ブルキナファソ政府から要請のあった「ワガドゥグ東南部バイパス道路改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがブルキナファソ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。本指示書を踏まえた上で、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、必要に応じプロポーザルに記載して提案することを認める。

### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を各一週間程度参加させる。

### (3) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

概略設計（特に舗装構成の検討）を行うにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

また、本指示書の参考資料に挙げた本事業に係る調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

### (4) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

現在、アフリカ開発銀行が、本プロジェクト対象道路と連続した南西の区間（6.3 km）において拡幅・改修を支援しており、本プロジェクトの道路改良の事業効果に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれを含む関連事業の確認を行う。

### (5) 道路交通の円滑化に対する検討

現況の道路交通流の阻害要因を確認するとともに、適切な車線運用、交通安全・管理施設の配置等、道路空間の配分のあり方及び利用方法の改善の検討を行い、概略設計に反映させるものとする。また、混合交通を考慮しながら、沿道への適切なアクセス機能ならびに幹線道路としてのトラフィック機能の確保に留意し、側道を整備する区間を検討するとともに、広幅員の道路となることを踏まえ道路横断施設についても設置検討を行い、併せて概略設計に反映するものとする。

## (6) 道路舗装設計

道路舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、本指示書参考資料に挙げた「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」及び「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015年）を参照するとともに、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- ・ 相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
- ・ 隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
- ・ 大型車交通量と軸重分布
- ・ 過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
- ・ 路床支持力と地下水の影響
- ・ 我が国のTA法及びAASHTO等の舗装設計法による確認
- ・ 既存舗装の損傷状況、支持力
- ・ 問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
- ・ 路面温度と低速重車両、重交通<sup>※</sup>の影響
- ・ 耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- ・ 路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
- ・ 材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質）

※重交通：都市内の交差点の近傍のように大型車が連なって走行している交通状態

## (7) 環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、同ガイドライン）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当するため、JICA環境社会配慮カテゴリBに分類されている。

ブルキナファソにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成支援などを行う。

なお、先方政府は道路用地（Right of Way）は確保済みとしているため、本事業による道路拡幅により、用地取得および住民移転は生じないと見込まれるものの、現在バイパス沿いに少数ながらも小規模商店が確認できることから、これらの対応について協力準備調査にて確認する。

また、社会状況の把握の一つとして、対象道路沿線の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

## (8) 安全対策等に関する配慮

本事業は、施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件であり、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（以下、

「安全管理ガイドランス」の趣旨を踏まえて調査を行い、安全管理ガイドランスに係る先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドランスの安全施工技術指針に留意するとともに、他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

また、供用後の道路交通に対する適切な交通安全対策を検討し、概略設計に反映するものとする。

なお、対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、女性や子供等社会的弱者への配慮を行うものとする。

#### (9) 施工中の道路運用に対する検討

対象道路は、環状道路の中でも最も交通の集中する区間であり、物流において重要な役割を担っているため、施工中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工による影響を最小減にとどめるような施工計画を検討する。また、施工に際し車線数の減少が伴う場合は、代替路への誘導計画等を作成する。

#### (10) 入札不調回避に向けた検討

自然条件調査や施工時の安全対策に係る検討が不十分であると工事リスクが高くなり、結果として入札不調に繋がる懸念される。については、当初予定していた調査項目のみでは、本事業の十分な検討が困難となる事象が発生した場合は、追加調査を変更契約にて実施することとする。また、6. (10) 業者説明会への参加し、(18) 想定される事業リスクの検討結果等を丁寧に説明することにより入札不調回避に向けて協力することとする。

### 6. 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

1) ブルキナファソ国の開発計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本計画の位置づけ及び整合性について確認する。

2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。

3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容・教訓を確認する。特にアフリカ開発銀行が支援する隣接道路事業については計画交通量、道路構成、事業費、設計資料（含む自然条件データ）、施工体制等を詳細に把握し、本調査の参考とする。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関であるブルキナファソの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認するとともに、必要な対策事項等を事業内容に反映する。

### (5) サイト状況（自然条件等）調査

#### 1) 道路状況調査

対象区間において、地表踏査、聞き取り調査、既存資料の分析により、対象地域・道路の現況を把握する。なお、単に道路を中心とした狭い範囲の施設状況や土地利用の調査を行うだけではなく、広い範囲での沿道の自然状況（植生等）、湿地帯等の存在も調査する。また、最終的には、自然条件調査の情報（調査箇所、調査内容等）も加え、測量で得られる地形図に取りまとめ、可能な限り現況情報を網羅したものとする。また、実施段階での情報の更新、及び入札図書の一部とすることも考慮する。

また、道路拡幅に伴う技術的な課題、用地取得上の課題、コスト等を整理し検討を行う。

#### 2) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、道路建設予定区間において、別紙1に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、降雨量、路床強度などの他、洪水履歴、路面温度、地下水の状況及び問題土の性状の把握も含まれる。

##### ア) 地質調査（路床土）

日本における調査実績等を参考に適切なピッチ（一般的に同一舗装構造の最小区間とされる200mを目安）で土質／路床支持力調査を行い、土質性状／路床強度を把握する。また、幅が広い場合は、横断方向の調査についても計画する。ただし、既往データ等から明らかに土質の変化が少ない区間は調査個数を少なくし、変化が多いと思われる区間は調査個数を多くすることで効率的な調査を行うこと。

##### イ) 地質調査（既存舗装）

調査対象区間において既存舗装の損傷状況、支持力、路面温度および構造等を確認する。なお、支持力の確認については、FWD調査等により行うことも検討する。

#### ウ) 地質調査（問題土）

道路工事を行う上で問題となる土（軟弱地盤、分散粘土、膨張性粘土等）の存在が懸念される場合には、舗装構造に影響を与える地下水や問題土の存在を現地調査、テストピット、必要に応じてボーリング調査および採取した試料の各種試験などで把握し、適切な対策工を提案すること。また、問題土の基本的性状（膨張率、水浸性を含む）を土質試験により把握した上で追加調査を認める。追加調査では、100m 程度の間隔での詳細土質調査により土の性状を明らかにし、改良範囲を特定する。

#### エ) 地下水調査

舗装構造に影響を与える地下水の存在を現地調査、テストピット、必要に応じてボーリング調査および採取した試料の各種試験などで把握し、可能な範囲で適切な対策工を提案する。ただし、地下水の挙動を完全に把握することは難しい場合は、工事中のモニタリングの必要性とその費用についても検討を行う。また、雨季／乾季により自然状況（地下水位、路床強度等）や排水状況が著しく異なることが想定される場合には、原則として雨季に調査を実施する。事業の実施スケジュール上、雨季の調査が困難な場合は、雨季の補完調査の提案を行い、必要に応じて、計画に反映する方法を検討する。

なお、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

### 3) 埋設物調査

対象区間において、設計・施工上の支障となる地下埋設物の有無を確認するため、関連する各インフラ管理者に敷設状況を確認するとともに、試掘調査を行い、埋設管路等の種別、位置、深さと管理図を照合し、本事業による影響の有無を把握する。

また、各埋設物の管理者を特定し、埋設物への影響回避及び移設等の対応を検討する。

なお、具体的な埋設物調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

### (6) 環境社会配慮

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン<参



考資料>の環境チェックリスト案を作成するとともに、先方政府の定めるところの環境社会配慮手続きを確認し、必要な追加調査・検討を行いEIA/IEE案としてまとめ、手続きの支援を行う。

なお、以下の環境社会配慮関連調査の補助業務については、現地再委託にて実施することを認める。

#### 1) 環境社会配慮調査

- ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境及び経済社会状況等）の確認
- イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・ 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - ・ 関係機関の役割
- ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー会議の開催支援

#### (7) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況を把握するとともに、舗装の構造設計に必要な累積軸重の算出、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査及び軸重調査を実施する。調査対象は、自動車(車種別)だけではなく、二輪車、歩行者についても調査するものとする。調査については、曜日変動、季節変動(考慮する必要がある場合)、道路供用後の転換交通量及び誘発交通量等を反映できる調査を計画し実施する。

また、調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画及び「5. 実施方針及び留意事項(5) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認」の項に示す事業調査を踏まえ、将来交通量を予測する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、道路の通過する地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討し、特に舗装設計に当っては、大型車交通量(累積軸重)の上振れの可能性を適切に見込んだ設計交通量を設定すべく、随時 JICA に協議することとする。具体的な調査項目(調査内容、調査手法、数量等)は、コンサルタントがプロポーザ

ルで提案すること。

(8) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、ブルキナファソ側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(9) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路整備実績、道路設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

道路の舗装構成を検討するに当たり、隣接事業や交通条件、自然条件、及び土地利用条件の類似した事業に採用されている舗装設計法や舗装構造の資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

(10) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

(11) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(12) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、プロジェクトの計画策定を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、発注者に

対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（計画道路の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、道路構造に関しては、自然条件調査等を元に施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

道路計画についてはブルキナファソ側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする道路計画を決定する。なお、ブルキナファソ側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工物品質管理会議の開催提案））等を記載する。

5) ソフトコンポーネント計画

先方政府関係者と協議の上、本事業における実施にかかる運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

(13) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、道路沿いの広告看板の撤去、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法におい

て実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

#### (14) プロジェクトの維持管理計画

ワガドゥグ市が行うことになる対象道路区間の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法を検討する。

#### (15) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月)(以下「無償報告書ガイドライン」)に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

##### 3) 事業費等のドナー比較

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、本事業はアフリカ地域の土木案件であるため照査も行う。

##### ア) 実施時期

- イ) 事業費（総事業費及び内訳）
- ウ) 概略の仕様
- エ) 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- オ) 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### 4) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

#### (16) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### (17) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

#### (19) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価は、DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約 3 年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、事業予定道路間の①交通量（台/日）、②平均走行速度（km/h）、③通行時間（分）等を想定している。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(21) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をブルキナファソ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(22) 準備調査報告書の作成

ブルキナファソ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (10) を最終成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 業務計画書          | : 和文 3 部                                |
| (2) インセプション・レポート   | : 和文 8 部<br>: 仏文 10 部                   |
| (3) 現地調査結果概要       | : 和文 8 部                                |
| (4) 準備調査報告書（案）     | : 和文 8 部<br>: 仏文 10 部                   |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部<br>(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。) |
| (6) 概要資料（国債登録用）    | : 和文 2 部                                |

- (7) 概要資料 : 和文 2 部及び CD-R 1 枚  
 (※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 10 部 及び CD-R 2 枚  
 (※完成予想図を含む。): 仏文 (製本版) 16 部及び CD-R 3 枚  
 : 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R 1 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については設計・積算マニュアルの補完編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2010 年 3 月) を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2015年1月上旬より第1回現地調査を行い、2016年8月下旬に第2回現地調査（概略設計概要説明）を実施することを想定する。2016年9月中旬までに概要資料（国債登録用）を作成・提出し、同年11月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約20M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／道路計画（2号）
- 2) 道路・舗装設計（3号）
- 3) 道路構造物・排水設計
- 4) 自然条件調査
- 5) 交通調査／需要予測
- 6) 環境社会配慮
- 7) 施工計画・積算

(3) 通訳

本調査には通訳（日仏訳）を配置すること。本邦、第三国からの参団、現地雇用等についてはプロポーザルにて提案すること。なお、経費は直接費のみとする

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 配布資料等

(1) 参考資料

下記資料がJICA図書館にて閲覧可能。

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)

- ・中西部アフリカ内陸国及び周辺主要国際港湾所在国を結ぶ国際回廊の交通における基礎情報収集・確認調査（2012年）

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000007799>)

- ・アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書（2013年）



(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000013606>)

- ・ 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（2015年）

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020507>)

## (2) 配布資料

下記資料については、業務指示書配布時に同時配布。

- ・ 「Technical and economic studies and detailed technical studies with regard to road, environmental and social safety for the reinforcement works being conducted on the southeast bypass of the Boulevard de la Jeunesse in Ouagadougou (approximately 8 km), along with creation of a transportation plan.」（仏語のオリジナルも併せて配布）
- ・ カテゴリ B 案件報告書執務要領

## (3) 閲覧資料（本業務に関する以下の資料は、JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信第一チーム（TEL：03-5226-8121）にご連絡下さい。）

- ・ 無償資金協力要請書

## 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程

### (1) 第 1 回現地調査

#### 1) 団員構成：総括

計画管理

#### 2) 調査行程：約 10 日間

#### 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

### (2) 第 2 回現地調査（概要説明）

#### 1) 団員構成：総括

計画管理

#### 2) 調査行程：約 10 日間

#### 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。業務内容を勘案の上、効率性・経済性を考慮した効果的な実施計画をプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 気象調査・水理・水文調査
- (2) 地形測量
- (3) 地質調査
- (4) 埋設物調査
- (5) 交通量調査

## (6) 環境社会配慮関連調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」(2012年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法、現地再委託することによる経費節減効果等、具体的な提案を行うこと。

## 6. 調査補助員

下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、経費節減の観点も含めた上で、最も合理的と考えられる調査な方法をプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査補助員については別見積とする。

- (1) 気象調査、水理・水文調査に係る資料収集等
- (2) 環境社会配慮調査にかかる現地調査、資料収集等
- (3) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析

## 7. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2013年11月)の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (4) 調査用機材の調達

コンサルタントは、通常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積として含めること。

なお、本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

#### (5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAブルキナファソ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。

#### (6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙1)

「ブルキナファソ国 ワガドゥグ東南部バイパス道路改善計画準備調査」  
自然条件調査仕様書

## 1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト・サイトにおける地形、地質、水源などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

## 2. 調査項目

### (1) 気象調査及び水理・水文調査

- 調査目的 : 道路設計の検討に必要な地表水・河川水・地下水の特性を把握する  
調査位置 : 施工予定区間とその周辺  
調査内容 : ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、降雨等気象記録、周辺利水データ、地下水観測、河川水位、河床変動、流量、流速等  
実施方法 : 直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の傭上を認める）  
成果品 : 観測記録、分析結果等

### (2) 地形測量

- 調査目的 : 道路設計、既設道路の拡幅設計および施工に必要な地形や河川の情報、可能性のある排水流末を把握する  
調査位置 : 施工予定区間とその周辺

調査内容 : 地形測量（または地形データ入手）、路線測量（中心線測量、道路縦断/横断測量）等の各種測量  
参考規模 : 延長：約 6.5km、測点間隔：(縦断)20m(横断)50m、測量幅：40m  
実施方法 : 直営または現地再委託  
成果品 : 地形図、平面・縦・横断図等

### (3) 地質調査

調査目的 : 道路設計および施工に必要な地質の状況を把握する  
調査位置 : 施工予定区間とその周辺  
調査内容 : 地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、土質試験、地耐力試験、FWD調査、骨材材料試験等  
参考規模 : 延長：約 6.5km、試料採取間隔：200m 程度、ボーリング：1～2 本/km  
実施方法 : 直営または現地再委託  
成果品 : 地質調査報告書等

(別紙2)

ワガドゥグ東南部バイパス道路改善準備調査 位置図

